

令和 8 年 6 月 2 9 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案 説 明 書
(第 2 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第2回廿日市市議会追加議案説明書目次

報告第12号	専決処分事項の報告について		1
--------	---------------	-------	---

(報告第 1 2 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(住 宅 政 策 課)

1 専決処分した理由

令和 7 年 6 月 2 日住宅政策課の職員が、空き家対策業務のため、公用車を運転して廿日市市上平良地内の交差点を直進していた際、左方向から右折するため交差点に進入してきた軽乗用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 3 5 , 7 0 0 円

3 専決処分年月日

令和 8 年 6 月 1 9 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 5 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

